

評価損について

平成30年9月4日
弁護士 木村将俊

第1 評価損の定義・種類

- 1 評価損とは、一般的に、事故当時の車両価格と修理後の車両価格の差額をいう。
そのため、経済的全損の場合には、問題とならない。
赤本での説明では、「修理しても外観や機能に欠陥を商事、または事故歴により商品価値の下落が見込まれる場合に評価損が認められる」とされる。
- 2 評価損の種類としては、大きく①技術上の評価損と②取引上の評価損に分けられる。①は修理によっても技術上の限界から機能や外観に回復できない欠陥が残ってしまう場合であり、これが賠償の対象となることに争いはないとされる。
②は事故歴があるというだけで車両の交換価値が下落する場合を損害としてどう評価するかという問題である。評価損として、争われるのは、一般的に②のケースである。
- 3 評価損の有無、程度の判断材料
 - (1) 裁判所は、①初年度登録からの経過時間、②走行距離、③損害の部位・程度、修理の程度・金額、④高級車・人気車種か否かを総合考慮して算出する傾向にある。このうち、①と②が主たる考慮事情とされる。
 - (2) 裁判所が評価損を認める限界ライン(一般論)
一般論として、「外国車・国産人気車種では、初年度登録から5年、走行距離6万 km、その他の国産車では初年度登録から3年、走行距離4万 km をオーバーすると、評価損は否定される傾向にある」とされる(影浦裁判官2002年赤本講演録より引用)

第2 評価損の算定と問題点について

- 1 多数の裁判例
評価損を認める場合、修理費用の10%～30%を評価損として認定している。
40%、50%の評価損を認めた例もあるが、骨格損傷、高速走行不能等特殊な事情が加味されている。

【10%認定】

- ・神戸地裁H5. 11. 24 国産普通, 3ヶ月, 4, 166 km
- ・東京地裁H8. 1. 31 国産普通, 1年8ヶ月, 26, 266 km

【20%認定】

- ・東京地裁H17. 11. 16 ベンツS500, 1年, 10, 000 km 程度
- ・東京地裁H22. 10. 2 アウディA-4EBSM, 1年, 9, 618 km

【30%認定】

- ・東京地裁H18. 1. 24 BMW, 4ヶ月, 5, 576 km
- ・東京地裁H23. 3. 29 ベンツE430, 4ヶ月, 2, 856 km

【40%認定】

- ・大阪地裁H24. 10. 16 レクサス, 5ヶ月, 10, 000 km (骨格部分に損傷)

【50%認定】

- ・大阪地裁H18. 1. 20 BMW645Ci, 2ヶ月, 3, 513 km
- ・大阪高裁H21. 1. 30 ポルシェカレラ911, 4ヶ月, 走行距離不明
(修理完了後も高速走行不能の可能性が指摘される)

2 売却予定があった場合の取り扱い

(1) 売買契約書等, 事故前に売買の合意があったことが立証できた場合, 売却見込み額と実際に売却された価格との差額が評価損として認められる場合がある。ただ, 厳密には, 評価損の問題ではなく, 営業条の逸失利益に関する問題と捉えられる。

(2) 肯定例

名古屋地裁H20. 5. 16

本件は, 新車納車中の事故である。「新車を売買する契約であったことから, 交通事故による事故歴が付加された車両を納入することでは, 売買契約上の車両引渡義務が履行されたものとは解しがたいことから, 本件事故によって, 上記のとおり改めて新車を調達することを余儀なくされたものというべきであり, これによる損害は本件事故との間に相当因果関係を有するものと認められる。」

(3) 否定例

大阪地裁H10. 1. 30判決

評価損を特別損害として扱い, 加害者に予見可能性がなかったとして, 評価損を否定した例。「被害車所有者が事故以前に知人との間で被害車を売却する旨の契約をしており, 内金を受け取っていたところ, 知人から事故車は購入しないとわれ, 契約を解除し, 違約金を支払ったことが認められるが, 当該損害は特別損害であり, 加害者においてこれを予見できなかったから, 本件事故と相当因果関係がある損害といえない。」

(4) 近年の裁判例

大阪地裁H27. 9. 4

本件事故と相当因果関係のある損害は, 修理後の車の価格と本件事故時の車の価格との差額であると判断した裁判例もある。

「レッドブックでは、本件事故当時の平成24年式ステップワゴンスパルダ（グレードZ）の下取価格は162万円とされている。他方で、原告は、平成26年1月18日、ホンダオデッセイを代金335万円で購入し、その際、原告車両を修理せずに88万6060円で下取りに出した。本件事故による車両損害は、原告車両の通常あるべき下取価格と実際の下取価格の差額である73万3940円と認めるのが相当である。」

3 証拠の獲得について

財団法人日本自動車査定協会の事故減価証明書を取得する方法がある。

もっとも、評価損認定の一資料とはなるが、基準が明確でないことから絶対的なものとしては採用されておらず、同協会の査定よりも低く評価損が認定される傾向にある（赤本2002講演録より）。

以上